

生体販売契約書

☆愛情をそそぎ、責任をもって生活面倒をみてください。

何らかの理由で飼うことができなくなった場合は必ずご連絡ください。

☆病気や怪我の場合はすぐに動物病院へ連れて行ってください。

譲渡後、環境の変化や移動のストレスにより体調が不安定になります。

☆子犬時は免疫をつける為、ワクチンは計3回、成犬時は年1回のワクチンと狂犬病の予防接種を受けてください。

☆5月～11月までは、フィラリア予防をしてください。

☆転売の禁止

ペットショップや仲介業者等、転売目的の方へはお譲りできません。

☆ご予約の場合は生体代金の50%を先にお支払いいただいています。

※お客様都合によるキャンセルの場合の返金はお受けできません。

☆引き渡し完了にて、生体がおお客様の希望に応ずるものであるという同意がなされたとし、当該当生体は特定物となります。

※クーリングオフ制度が使えるのは、訪問販売で生体を購入した場合と、電話セールスで生体を購入した場合に限定されますので、クーリングオフの対象外です。

☆この契約書に記載されていない問題が生じた場合には、売主と買主で誠実に協議によって処理することとします。

☆生体販売契約書を2通作成し、両当事者で1通ずつ保有する事とします。